

市民税・都民税・森林環境税（個人住民税）特別徴収税額の決定・変更通知書〈納税義務者用〉の見方

※給与から差し引かれるかた用（電子）

【所得】④～⑩

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。

- ④：給与所得者は、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて控除額を計算します。
「給与収入」－「給与所得控除額」＝「給与所得」
- ⑤：主たる給与所得以外の総合課税分の所得があれば、その合計額を表示し⑥の該当箇所に「*」を表示します。
- ⑥：給与所得とその他の所得計の合計を表示しています。
「④+⑤＝⑥」

【所得控除の額】⑦（⑧は合計額）

一定の要件のもとに所得金額から差引くものです。控除について詳しくは、通知書裏面をご覧ください。
※令和元年度から、納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除額の適用はありません。

給与収入		営業等	
給与所得（所得金額調整控除後）	④	農業	
その他の所得計	⑤	不動産	
総所得金額	⑥	利子	
		配当	
		給与	
		雑	
		譲渡・一時	

総所得	⑥
山林所得	
分離短期譲渡	
分離長期譲渡	
株式等の譲渡	
上場株式等の配当等	
先物取引	

雑損		障・寡・ひ・動	
医療費		配偶者	
社会保険料		配偶者特別	
小規模企業共済		扶養	
生命保険料		基礎	
地震保険料		所得控除合計	⑦

特定		本人該当区分	
同老		未成年者	
老人		特障	
16歳未満		他障	
その他		寡婦	
同障		ひとり親	
特障		勤労学生	
他障		控配	
		老配	
		繰越損失	

市区町村	税額控除前所得割額	④	特別徴収税額	⑨
	税額控除額	⑤	控除不足額	⑩
	所得割額	⑥	既充当・既委託納付額	⑪
	均等割額	⑦	既納付額	⑫
都道府県	税額控除前所得割額	④	差引納付額	(⑨-⑫-⑩、⑪)
	税額控除額	⑤	変更前税額	⑬
	所得割額	⑥	増減額	(⑨-⑬)
	均等割額	⑦	変更月	月
	森林環境税額	⑧		

納付額	6月分	12月分
	7月分	1月分
	8月分	2月分
	9月分	3月分
	10月分	4月分
	11月分	5月分

【課税標準】⑧、⑩

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税⑧」と、他の所得とは区別してそれぞれの分離課税所得に応じた税率をかけて計算する「分離課税⑩」の2種類を表示しています。
◆総合課税⑧（「総所得⑥」）＝「総所得金額⑥」－「所得控除合計⑦」（1,000円未満切捨）

【人的控除の内訳】⑧

該当する場合は、「*」印または人数が記載されています。

繰越損失があるとき「*」が表示されます。この場合、計算方法が記載とは異なります。

⑫ 毎月の給与から差し引かれる税額を表示しています。差引納付額（⑨-⑫-⑩、⑪）を月割計算したものです。

(摘要)	定額減税額	〇〇円	控除残額	〇〇円
①	住宅借入金特別税額控除	(市 〇〇円、都 〇〇円)		
	寄附金税額控除額	(市 〇〇円、都 〇〇円)		

- ・定額減税額、「住宅ローン控除」などの住宅借入金等特別税額控除額、「ふるさと納税」など寄附金税額控除額（右①の①欄を参照）がある場合は、それぞれの税額控除額（市民税・都民税分）の合計額をこの「摘要①」欄に表示します。
- ・年度の途中で税額変更があった場合、変更事由を表示します。

★よくあるご質問：ふるさと納税をしたのに、控除されていない
…「確定申告をして、ワンストップ特例制度が適用除外となった」「確定申告の際に記載漏れがあった」といったケースがよく見受けられます。

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。通知書データを確認するための専用URL等の情報については、特別徴収義務者（給与支払者）へお問い合わせください。通知書データは再取得も可能です。

【税額】⑩

税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝課税総所得金額⑥×市民税6%、都民税4% 分離課税分＝それぞれの分離課税所得の課税標準に応じた税率をかける	控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額控除・定額減税額の合計額	既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち、特別徴収税額に既に充当等された額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④-税額控除額⑤	既納付額⑫	変更通知前に納付されている額
均等割額⑦	市民税 3,000円、都民税 1,000円	差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
森林環境税額⑧	1,000円（国税）	変更前税額⑬	税額変更等があった場合の、変更前税額
特別徴収税額⑨	所得割額⑥と均等割額⑦、森林環境税額⑧の合計額	増減額(⑨-⑬)	税額変更等があった場合の、増減した税額
		変更月	特別徴収開始月または税額変更があった月